2026年2月7日

１９－１７

立法内容が，違憲となっても，国会議員の立法行為は，違法となるかは別の問題である。

Aについて

立法内容（法律）の違憲の段階で考慮される事実と，立法行為に考量された事実は別と考えられる。時代の変化により，過去の立法事実が，判決時の社会通念と合わなくなることがあるから。なので，内容が違憲だからと言って，制定当時の立法行為が違法とは考えるのは無理。

Bについて

立法行為が違法というためには，一義的な文言に反して，あえて立法行為を行わないなど，想定しがたい場合でなければ，違法とはできない。立法裁量があるためと思われる。

Cについて

違憲状態が継続するというのは，合理的期間論の話で出てくる。その上で事情判決の法理などの話。これは，選挙の違憲の問題で話がずれる。

人口移動を伴うため継続的に制度をメンテナンスする選挙制度と，制度を作れば良いとする在外選挙制度とは，立法府に求められる事情が異なる。

Dについて

特に容易にしがたい例外的な規定を説明する内容が入る。

１９－１８

肢ア
　課税権にもとづき、反対給付なく、一方的に課する給付は、形式のいかんに関わらず租税。

　形式で租税にあたらないとすると、形式しだいで、対価なく、一方的に国家が財産権侵害できることになってしまう。

肢イ
　保険料は租税でない。対価性はあるので。一方的な公課。８４条の趣旨及ぶ

肢ウ
　どの程度、明確化。社会保険の特質としても目的などにも照らして判断すべき。
　２５条にもからむ、政策的な問題であることをイメージ

肢エ
　８４条の趣旨。明確になっていればよい。法律ほど厳格できなくてもよいイメージ。

１９－１９

肢ア

「条例」の範囲は明らかでないが，法律と同様，民主的な制定を予定しているので，長の規則は含まれないのでは。

不都合，規則は法律の範囲内での拘束をうけなくなる。

地方自治で制定される規範は，法律の範囲内で制定権があるとするもの。

全国一律の基準に服しつつ，地方の実情に併せて制定できるとするもの。

長の規則も含まれる。条文に主体がないのもそのため

肢イ

形式にはあたるとも。不都合，憲法上の要請とすると柔軟に運用ができなくなる。

重要なものではない吏員については，立法裁量に委ねる趣旨。

憲法上の要請ではない。

肢ウ

一の特定の地方公共団体。形式的には１つとも。

不都合，国家として広域にわたって，別地域と違う戦略をとる必要がある。

そこで，１つとは限らない。

何を持って１とするか。団体自治，住民に手続を保障したもの。

この趣旨からすれば，特定で，国法上の団体を予定している。

肢エ

直接請求制度，住民自治。

１９－２０

肢ア
　いかなる条約でも批准書の交換、寄託は不要。重要でないものに対して、天皇の国事行為まで要求するのは、負担が重くなる。

肢イ
　７３条３号、条約。制限ない、国会の承認、常に必要では。不都合。
　手続が重くなる。承認の趣旨、国内的効力発生によって、あらたに国民の権利義務を制限する。そのための手続保障。正当性の根拠を担保するもの。
　裏をかえせば、すでに承認を得た条約の細部のものであれば、あらたな負担は発生しない。最初の段階で承認済みという理解。その結果、承認手続は、省略できる。

肢ウ
　条約の承認。衆参、結論が違う場合は、両院協議会が必須。
　できる限り調整して外国に回答しないといけない。国際協調

肢エ
　公布は関係ある。国内に周知するための手続。施行と関係ある。

肢オ
　９８条２項、国際協調主義。日本国が外国の国有地について含むのでは。
　条約とすると、承認や公布などが必要と思われる。

　国内に影響がないものまで、やる必要あるのかいう疑問。条約には入らない。
　なお、無駄遣いは、予算の問題で管理すればよいと考えられる。

１８－１

肢ア

３１条。起訴されてないのに考慮されて処罰されることになる。

手続の法定、手続の適正に影響ある。

法律の規定ないのに処罰されることになる。

肢イ

行政手続にも適用あり。文理上は、刑事のみ。行政関係ないとも。

不都合、濫用の恐れある。条文の趣旨、憲法保障、法の支配。

行政手続においても及ぶと解すべき。その上で、適正性はどこまで必要か。

迅速性にも配慮。いらない場合もある。行政手続は、刑事手続より制約の程度が軽微。

許容される。比例原則をイメージ

肢ウ

３５条、３３条の場合を除いて、令状が必要。現行犯のときは３５条の違反の問題はない。

肢エ

法廷維持は、刑事手続とは違う。司法権の独立。準拠されない。

１８－２

肢ア

他国と対等関係。最高独立性。統治。

肢イ

正当性の契機。国民の主権の原理。過去、現在、未来の抽象的な国民。

選挙民と「国民」は別。したがって、選挙民の意思が反映される仕組みは要請されない

肢ウ

主権、統治権。第１条、国家の最高決定権。意味が異なる。

肢エ

天皇は国民。象徴。国民主権。

天皇も国民として私的行為する。